

第6章

安心・安全で無駄のない快適なまちをつくろう

—都市基盤・生活環境

- | | |
|-----------------------|---|
| 1 計画的（適正な）
土地利用の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●計画的な都市的土地利用の推進 ●都市計画制度の適正な運用 ●自然的土地利用の保全と活用 ●地籍調査の推進 |
| 2 住宅・住環境 | <ul style="list-style-type: none"> ●計画的な住宅施策の推進 ●公営住宅の管理・運営 |
| 3 道路 | <ul style="list-style-type: none"> ●幹線道路の整備 ●生活道路の安全確保 ●道路等の復旧・維持・整備 |
| 4 公共交通 | <ul style="list-style-type: none"> ●基幹交通の整備促進 ●地域間交通の整備推進 ●地域内補完交通の整備推進 ●公共交通の利用促進 |
| 5 公園・緑地 | <ul style="list-style-type: none"> ●公園・緑地の整備推進 ●既存の公園のリニューアル ●公園の適正な維持管理 |
| 6 上水道 | <ul style="list-style-type: none"> ●安定した水道事業の運営 ●未加入者の加入促進 ●効率的な水道事業の推進 |
| 7 生活排水対策 | <ul style="list-style-type: none"> ●生活排水の適正処理 ●下水道事業の整備推進 ●供用区域における水洗化の推進 ●施設の管理運営と有効活用 |
| 8 防災 | <ul style="list-style-type: none"> ●新たな稲敷市地域防災計画の策定と推進 ●市民・職員の防災意識の向上 ●災害に強いまちづくりの推進 ●災害時の被災者支援 |
| 9 消防・救急 | <ul style="list-style-type: none"> ●防火意識の啓発・普及 ●地域の消防力の強化 ●広域的消防・救急体制 |
| 10 防犯 | <ul style="list-style-type: none"> ●防犯意識の高揚 ●防犯活動の推進 ●安全な地域環境の整備 |
| 11 交通安全 | <ul style="list-style-type: none"> ●交通安全教育の推進 ●交通安全意識の高揚と安全な交通環境の充実 ●交通事故被災者への支援 |
| 12 消費者生活 | <ul style="list-style-type: none"> ●消費生活センターの充実 ●消費者リーダーなどの育成 |
| 13 地域情報化 | <ul style="list-style-type: none"> ●地域情報基盤の整備促進と市民の情報活用力の向上 ●電子自治体の構築 |

基本計画

稲敷市総合計画

1. 計画的（適正な）土地利用の推進

現況と課題

本市は、稲敷地方の行政・教育・商業の中心として栄えてきた江戸崎の市街地をはじめ、主要な集落や拠点を結ぶ骨格的な道路網を軸に、工業団地、住宅団地などが配置され、市内を流れる大小の河川や台地部を縁取る斜面林などと調和した、豊かな環境を有しています。

近年の土地利用の推移（平成17年から平成22年まで）をみると、農地、山林、原野などの自然的土地利用（池沼・その他の土地利用を除く）が1,120千㎡（市域面積の約0.5%）減少し、宅地、雑種地などの都市的土地利用が162千㎡（市域面積の約0.1%）増大しています。

自然的土地利用については、地域の財産である豊かな自然環境を健全に維持していくとともに、基幹産業である農業を維持し活性化する基盤として、また首都圏の近郊に位置する立地を活かした観光・レクリエーションの場として、バランスある自然的資源の保全と活用を図る必要があります。一方、都市的土地利用については、人口流出や新たな転入人口の低迷などを背景に、地域の活力の低下が懸念される中、若い世代が市内に定住できる環境づくりが重要な課題となっています。

今後は、圏央道の東関東自動車道との直結などによって、さらに向上する地理的条件のメリットを活かして、産業の拠点となる地域への企業誘致や市街地を中心に投資効果の高い地域拠点における整備を優先的に進め、基幹産業の農業との調和を図りつつ、効果的な土地利用を図る必要があります。

合併により行政区域内に2つの都市計画区域を有する現状を踏まえ、本市を一体的かつ総合的に整備、開発や保全を行っていくため、稲敷東部台都市計画区域（江戸崎地区、新利根地区）と稲敷東南部都市計画区域（桜川地区、東地区）の再編及び、それに伴う都市計画諸制度の導入を検討するなど、都市計画制度の見直しや、適正な土地利用の誘導を図る必要があります。

地目別土地面積の推移

単位：千㎡

	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
平成17年	178,120	81,398	16,732	14,616	1,222	18,381	2,287	2,287	11,967	31,298
平成22年	205,780	80,845	16,288	14,815	191	18,277	2,239	2,239	11,930	61,386
増減率（H17年/H22年）	15.5%	-0.7%	-2.7%	1.4%	-84.4%	-0.6%	-2.1%	-2.1%	-0.3%	96.1%

資料：税務課

注）平成17年の面積には霞ヶ浦及び北浦の面積は含まれていない。

前期基本計画の取り組みの成果と課題

- ・稲敷市都市計画マスタープランの策定により、都市づくりの方向性や根拠を示す総合的な指針を示しました。今後は、この方針に基づきながら、優良農地の保全など自然的土地利用と都市的な土地利用とのバランスに配慮しつつ、都市計画区域の再編をはじめとする都市計画諸制度の変更や導入に関する課題の検討、長期未整備となっている都市計画道路に関する課題などについて、市の実状を見極め、適切に対応していく必要があります。
- ・まちなか魅力アップ検討調査や圏央道アクセス道路整備に伴う用地買収と一部工事、まちづくり交付金事業による浮島運動広場の機能の強化、和田公園の改修工事などを行いました。
- ・市街地全体の景観については、住民と協議し、合意を得た上で、景観の統一に向けたハード事業の実施が必要となっています。
- ・「農業振興地域整備計画」について、基礎調査等を行い、新たに「稲敷農業振興地域整備計画」を策定し、7,869haの農用地区域を設定しました。引き続き適正な農地を確保しつつ緑地など自然環境を維持に努めていく必要となっています。
- ・地籍調査では、大字須賀津、四箇、南山来の各一部、0.31km²の登記に至り、地籍調査実施率としては76.14%にまで向上しました。地籍の明確化と税の公平化の観点から一刻も早い事業完了が望まれますが、現在の計画・体制では市内全域完了までにあと30年以上かかる見込みであり、予算面・人的面からも非常に厳しい状況となっています。

取り組みの方針

5年後に向けて取り組むこと（目標像）

「稲敷市都市計画マスタープラン」に基づく計画の進行管理を実施するとともに、都市計画諸制度の変更や導入の検討などを行い、都市的土地利用と自然的土地利用の調和による計画的かつ総合的な土地利用の推進を図ります。

特に、市街地などの都市機能が集積する地域においては、優先的に公共投資を行い、生活環境や生産環境の向上に努め、効率的な土地利用を図ります。また、自然的土地利用については、農地や霞ヶ浦、河川、里山など魅力ある自然や昔ながらの集落景観の保全と活用に努めます。

さらに、土地の適正かつ合理的な利用・管理のため、地籍調査を継続して実施します。

指標値	指標の考え方	現況値 (平成22年度)	将来値 (平成28年度)
市街地が住みやすくなったと感じる市民の割合	市街地に居住する市民のうち、市街地が住みやすくなったと感じる市民の割合の向上を目標とする。	33.3%	50.0%
地区計画の導入 宝3-4	全市的に統一のとれた計画的な土地利用のあり方を含めて、今後の稲敷市の都市的土地利用の方針に基づき地区計画の導入を目標とする。	-	導入
緑地など自然環境の保全に対する市民の満足度	緑地など自然環境の保全対策に対する市民の満足度の向上を目標とする。	67.2%	70.0%
地籍調査の調査完了率	地籍調査の完了率の向上を目標とする。	72.6%	75.0%

後期基本計画の取り組みの方向性

1. 計画的な都市的土地利用の推進

【60101】

自然環境との調和を図りながら、土地利用の変遷や災害履歴等を考慮しつつ、土地の高度利用や複合的な利用及び低未利用地の有効利用をより一層促進し、豊かな生活環境の確保に配慮した計画的な土地利用を図ります。

人口の集積する市街地においては、狭あい道路の解消、見通しの悪い交差点の改良、歩行空間の確保など、道路交通環境の改善を推進するとともに、公共下水道や公園などの整備を推進し、快適な居住空間の形成を図ります。

少子高齢化・人口減少時代に適応しながら、既存の集落の維持・活性化を図るため、子どもから高齢者までだれもが安心して生活できる適正な規模の生活圈域をコンパクトタウンと定義し、適正な土地利用の規制・誘導と地域コミュニティの活性化を図ります。

既存の商店街やショッピングセンターが立地する商業・業務地については、商業拠点の活性化を図るため、計画的な街並みの整備や景観形成などによる快適な商業空間の形成を推進します。

新庁舎建設地や圏央道インターチェンジ及び（仮称）圏央道江戸崎パーキングエリアの周辺地区については、計画的な都市基盤の整備を進め、適正な土地利用の誘導に努めます。宝3-4

基本計画

稲敷市総合計画

2. 都市計画制度の適正な運用

【60102】

「稲敷市都市計画マスタープラン」の進行管理を行いながら、都市計画区域の再編をはじめとする都市計画諸制度の変更や導入を検討し、都市計画の計画的かつ総合的な推進を図ります。

市街化区域外における良好な産業環境の形成を図るための地区計画制度の導入や、集落地の活力維持を図るための「茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例」に基づく区域指定、特別用途制限地域などの導入を検討します。

3. 自然的土地利用の保全と活用

【60103】

地域振興に資する新たな土地利用の転換にあたり、農地の保全と活用、都市的土地利用との調和を基本に、「稲敷市農業振興地域整備計画」の随時見直しを図り、適正な土地利用の誘導に努めます。

霞ヶ浦の水質保全を図るとともに、和田公園を中心とした湖岸エリアの整備を推進し、観光・レクリエーション機能を充実させ、関係機関と連携しながら、交流拠点の形成を図ります。

利根川・小野川などの河川については、関係機関と連携し、周辺緑地と一体となった水辺環境の保全と活用を図ります。

所有者の協力のもと、平地林や里山林の整備・保全を進めながら、水郷地帯ならではの昔ながらの集落景観など、本市の風土が感じられる集落の景観保全に努めます。

4. 地籍調査の推進

【60104】

土地の適正かつ合理的な利用・管理を図るため、また公共事業の円滑化・税の公平化、防災など、市民の財産保護の観点からも重要であることから、継続的な地籍調査を推進します。



高台から江戸崎市街地方面を望む

2. 住宅・住環境

現況と課題

本市では、近年若年層を中心に市外への流出が進行しており、人口の減少傾向が続いています。また、既存の集落においても、地域住民の高齢化などを背景に、地域の活力低下やコミュニティの低下が指摘されています。

若年者世代の市外流出を防止し、新規居住者等の定着を図りながら、既存集落の人口減少や少子高齢化などによる地域の活力低下に歯止めをかけていく必要があります。さらに、新規転入者を増やすためには、住宅そのものだけでなく周辺環境も合わせ、多様なサービスを提供できる住宅施策を推進するなど、居住環境という側面からの支援策が必要となっています。若い世代のライフスタイルなどにも配慮した住宅施策を推進し、戦略的に定住促進策を展開していく必要があります。

人口減少、少子高齢社会にあって、いつまでも住み続けられる住まいづくりを進めていくことも必要です。高齢になっても様々な行政サービスを受けやすい街なかへの人口集積を図るとともに、集落においては、これまで住み続けてきた地域における生活を維持しながら、いつまで暮らし続けられるよう、住宅改造などの支援や福祉と連携した様々な支援メニューを提供し、安全・快適な住環境づくりに努めていく必要があります。

公営住宅については、本市が管理する市営住宅 239 戸、県営住宅 48 戸の計 287 戸の公営住宅が整備されています。このうち、市営住宅は、昭和 34 年に建造された門前住宅をはじめ、半数近い建物が耐用年数を超過しており、雨漏れや床板の傷みなど、大部分の住宅が修繕を必要としているのが実状です。老朽化が著しい市営住宅については、良好で安心・安全な環境の市営住宅を確保するため、屋根瓦の葺き替え、床板の張替えなどの修繕を計画的に進め、質的向上を図っていく必要があります。



江戸崎ネオポリス

前期基本計画の取り組みの成果と課題

- ・計画的な住宅施策の推進では、市のホームページや広報紙を利用し、市営住宅の住宅情報を周知するとともに、入居希望に対して、市の条例・要綱に基づき、書類審査の上、速やかに入居の支援を行いました。
- ・人口問題における今後の住宅施策については、主担当課及び関係部署の役割等が明確になっておらず、関係部署との連携がとれていない状況となっており、人口問題を専門に考える組織（課・係）の立ち上げを視野に検討していく必要があります。
- ・公営住宅の管理・運営においては、低所得者に対して低廉な家賃で賃貸するなど入居者の生活の安定に努めるとともに、入居者からの住宅の修繕要望に対し修繕を実施しました。併せて、下水道への接続など、生活環境・住環境向上に向けた各種事業も実施しています。
- ・多様化するニーズに対して、今後限られた予算の中でどのように対応していくか、随時検討していく必要があります。

基本計画

稲敷市総合計画

取り組みの方針

5年後に向けて取り組むこと（目標像）

住宅対策は、人口問題の対応策の一つの柱として重要であることから、総合的かつ計画的な施策を展開する組織体制を確立しながら、多様なニーズに合わせた定住化策を住宅面から支援します。

また、住宅に関する様々な情報の総合的提供に努め、子育て世代をはじめとして、新たな市民の定住化を促進します。さらに、良好で安心・安全な環境の公営住宅を提供し、居住環境の質的向上を図るため、国・県・民間事業者などと連携を強化します。

指標値	指標の考え方	現況値 (平成22年度)	将来値 (平成28年度)
まちなか居住人口(市街化区域人口)	住宅建設による定住化の促進などを総合的に展開し、市街化区域人口の増加を目標とする。	4,749人	5,500人
うるおいある良好な住宅地の環境の市民の満足度	うるおいある良好な住宅地の環境の市民の満足度の向上を目標とする。	45.0%	50.0%

後期基本計画の取り組みの方向性

1. 計画的な住宅施策の推進

【60201】

県との連携のもと、「茨城県住生活基本計画(平成19年3月)の地域別施策に基づき、定住者確保のための住宅施策を推進する組織体制を確立しながら、総合的かつ計画的な施策を展開します。

子育てファミリー層や定年退職者などをはじめ、転職・結婚・子供の誕生・定年退職といった住み替えのニーズに合わせた市民の定住化策を住宅面から支援します。

田舎暮らしのための住宅情報や空き家に関する情報提供など、地域に住まうための総合的な情報を提供できる体制を確立します。

高齢者や障がい者のための住宅改修については、引き続きバリアフリー^{*}化や見守り機能を付けるなどの支援を推進します。

「高齢者住まい法」の改正に伴い、サービス付き高齢者向け住宅の登録や新設時の協力体制を推進します。

2. 公営住宅の管理・運営

【60202】

市営住宅の計画的な維持管理に努めます。

低所得者に対して低廉な家賃で賃貸するなど、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に、公営住宅の整備を図ります。



県営結佐アパート及び市営結佐住宅

3. 道路

現況と課題

本市では、国道 51 号、国道 125 号、国道 408 号の国道 3 路線と県道竜ヶ崎潮来線をはじめとする県道 8 路線、また、都市計画道路 6 路線の計 17 路線が幹線道路に位置づけられており、周辺都市との広域的なつながりや、地域間及び地域内の移動を円滑にするために重要な役割を担っています。

現在、圏央道の稲敷インターチェンジや（仮称）東インターチェンジへのアクセス道路と、国道 125 号・県道竜ヶ崎潮来線などの一部区間でバイパス化が進められています。幹線道路に位置づけられている都市計画道路 6 路線については、計画延長 37.17km のうち 42.6%（改良済延長 8.29km、概成済延長 7.65km）の整備が進んでいます。今後も市街地の骨格を形成する都市計画道路や土地利用計画に沿ったネットワーク道路、合併に伴う地域間を連絡する補助幹線道路などの体系的・計画的な基幹道路網の整備を進める必要があります。

生活道路については、本市が管理している生活道路延長*（認定道路延長）は 1,876.1km、そのうち舗装延長が 1,109.9km であり、舗装率は 59.2%となっています。（平成 23 年 4 月 1 日現在）これらの生活道路は、単に交通を処理するためだけの施設ではなく、防災空間として、また、住宅の日照、通風の確保や地下埋設物・架線の収容など、市民の生活に欠くことのできない役割を担っているため、市民が安心して利用できるよう利便性・安全性を兼ね備えた整備が必要です。

東日本大震災では、市内の道路において多大な被害を及ぼしたことから、今後は「稲敷市道路整備マスタープラン」及び「稲敷市震災復興ビジョン」に基づき、道路の交通危険箇所の解消、通学路などの安全確保、道路排水施設の整備・改修や狭あい道路の改善など、計画的な市道の整備及び災害復旧、復興を推進していく必要があります。



国道 125 号

前期基本計画の取り組みの成果と課題

- ・幹線道路については、合併特例債、県の補助金及び支援（工事等の受託）により、圏央道の開通効果を最大限に活かすためのアクセス道路の整備や老朽化した古渡橋の架け替えを実施するとともに、県道及び国道の歩道設置などの要望活動を行い、広域的な幹線道路整備を推進しました。更なる市民満足度向上のため、国道 125 号バイパスの整備促進やルート見直しを検討した上での県道竜ヶ崎潮来線バイパスの早期開通など、広域的幹線道路の整備について引き続き県への要望活動を密に実施していく必要があります。
- ・生活道路の安全確保については、合併特例債の活用による道路拡幅工事を実施するとともに、江戸崎まちなか地区や桜川浮島地区の生活道路や通学路等について、安全対策整備を実施しました。今後も、緊急性・必要性などを考慮し、円滑な整備推進を図るための道路整備計画を策定しながら、計画的に実施していく必要があります。
- ・道路等の維持補修については、区長要望等により、緊急性・必要性の高いものを優先し、工事を実施してきました。また、15m以上の橋梁について点検調査を実施し、「稲敷市橋梁長寿命化修繕計画」を策定しました。今後も、工事費の削減を目指し、効率的・効果的な工事発注をより一層心掛けるとともに、緊急性・必要性を考慮しながら計画的に維持補修を行うことが必要です。

基本計画

稲敷市総合計画

取り組みの方針

5年後に向けて取り組むこと（目標像）

円滑で快適な道路交通体系の形成を実現するため、新たな交通需要への対応も見据えながら、幹線道路網の計画的な整備を推進します。

また、生活道路は、安全で快適に通行できるよう計画的な市道整備を推進するとともに、災害復旧等効果的な維持管理を進めます。

指標値	指標の考え方	現況値 (平成22年度)	将来値 (平成28年度)
幹線道路網の整備に対する市民の満足度	幹線道路の整備に対する市民の満足度の向上を目標とする。	50.0%	55.0%
市道の舗装率	舗装新設工事を実施することにより、舗装延長を延ばし舗装率の向上を目標とする。	59.2%	60.0%
身近な生活道路の整備状況に対する市民の満足度	身近な生活道路の整備状況に対する市民の満足度の向上を目標とする。	44.2%	55.0%
橋梁長寿命化の推進	「稲敷市橋梁長寿命化修繕計画」に基づく、橋梁補修工事を行って維持管理を図る橋梁数の拡大を目指す。	81橋	90橋

後期基本計画の取り組みの方向性

1. 幹線道路の整備

【60301】

圏央道へのアクセス道路をはじめ、本市の骨格を形成する道路、周辺都市と連携する広域的な幹線道路の整備を国・県などの関係機関に引き続き要請します。

市民の交流促進や生活の利便性向上を図るため、市街地や集落をつなぐ主要な道路網の整備を推進します。

新庁舎の整備や新市街地形成などに合わせて、必要な道路の整備などを推進します。

道路空間のデザイン化や沿道景観への配慮、道路緑化の推進、交通安全施設の充実など、道路周辺の住環境や安全性に配慮した道路づくりを進めます。

2. 生活道路の安全確保

【60302】

歩道整備を含めた生活道路の整備や、通学路の安全性の向上、交通危険箇所の解消、交差点改良、幅員狭小区間における拡幅改良などによる安全対策整備を図ります。

道路の新設・改良にあたっては、必要に応じて排水対策を推進します。

3. 道路等の復旧・維持・整備

【60303】

災害によって損壊した道路については、早急な復旧整備を推進し、安心・安全な道路環境の確保に努めます。（詳2-2）

江戸崎・新利根・桜川・東の4地区ごとの要望などを総合評価し、道路の計画的な改修・補修工事を実施します。

市民がいつでも安心して利用できる安全な道路を目指し、適正な維持管理に努めます。

道路の改修・補修、街路樹の維持、道路占用物件や公共工事を含めた道路占用工事の調整など、より効果的な維持管理を進めます。

「稲敷市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、市内の橋梁については、年次計画に基づき適正な補修工事を行います。

4. 公共交通

現況と課題

本市の最大の交通特性としては鉄道網がなく、公共交通機関の離合集散の地となる中心性に乏しいことが挙げられます。

本市の生活圏は、周辺都市に依存している側面があり、鉄道利用においても同様です。主な利用については、土浦・龍ヶ崎などのJR常磐線方面や成田・香取などのJR成田線方面であり、既存のバス路線もこれらの鉄道駅を連絡するルートで運行されています。また、東京駅と直接連絡する高速バスは、江戸崎線が廃止され、銚田麻生線の1路線のみとなっており、既存バス路線やタクシーなど市内交通との連絡や結節化が課題となっています。

市内の交通特性においては、市民の日常の交通手段として自家用車の占める割合が著しく高いことを背景に、近年では既存バス路線利用者数の減少が続き、運行本数の削減やバス路線の廃止が増加する結果となっています。

周辺市町村と比較して高齢化率の高い本市にあっては、現在の免許保有者や自家用車の利用者の高齢化に伴い、運転しない人が増えることが予想され、公共交通体系の整備が急務となっています。公共性や福祉、生活環境など様々な観点から、自家用車に依存した交通特性を持つ本市の現状を踏まえた公共交通体系のあり方を十分検討していく必要があります。

本市では、このような課題に対応するために、公共交通の見直しを実施しながら、市民だれもが日常生活に必要な交通手段を最低限確保できる交通体系づくりを進める方針として、公共交通体系の整備方針を策定しました。今後は、同方針に基づき、市民の立場に立った公共交通の充実を図っていくことが求められています。



桜東バス

前期基本計画の取り組みの成果と課題

- ・近隣市町村と連携・協議しながら、運行事業者に対し、運行継続の働きかけ及び補助金による運行補填を実施し、関係運行事業者への運行調整及び駐車場確保のため土地所有者への働きかけを行いました。今後は、廃止路線の路線代替や近隣市町村と連携した鉄道駅までの路線整備等も含めた検討が必要です。
- ・地域内補完交通の整備として、平成19年度に半デマンド交通*（あいバス）の運行を開始しましたが、利用数が伸びず平成20年度に廃止することとなりました。その後、これに代わる形として、平成21年2月より地域交通利用料補助事業としてタクシー利用料金助成を開始し実施しています。今後は、代替バスなどに対する運行補助経費の抑制と、市民ニーズ等にあった路線整備についてバランスを図りながら推進する必要があります。また、新路線運行実施後も利用状況等を調査し、路線の見直し等も検討しながら利用しやすい環境を整える必要があります。
- ・公共交通会議による協議を経て、「稲敷市公共交通体系計画」を策定しました。交通空白地域等を解消するための補完的交通手段について、交通体系の階層化と明確な役割分担を設定しながら整備検討を進め、地域にあった運行を推進していく必要があります。

基本計画

稲敷市総合計画

取り組みの方針

5年後に向けて取り組むこと（目標像）

市民生活の向上を目指すため、公共交通体系の充実を図り、高齢者等が日常生活を不自由なく暮らすことができるまちづくりに努めます。そのため、市民の様々な需要と目的に応じて高速バスや路線バスなどの基幹交通、市内代替バスなどの地域間交通により市内交通体系を確立し、地域間のアクセス強化、本市と周辺市町村との連絡交通手段の確保に努めます。

地域交通利用助成制度など、地域間補完交通の整備に努めるとともに、独自にバスを運行している事業者との連携やPR活動により、公共交通の利用促進を図ります。

指標値	指標の考え方	現況値 (平成22年度)	将来値 (平成28年度)
地域交通利用券の利用者数	自動車を利用出来ない方を対象とした稲敷市地域交通利用券(タクシー利用券)の補助を行うことにより、利用拡大を目標とする。	13,553人/年	20,000人/年
市内代替バスの乗車数 #3-3	市内代替バスなどの利用環境等の充実を図ることにより、利用者の拡大を目標とする。	105,078人/年	120,000人/年
公共交通体系に対する市民の満足度 #3-3	市内の公共交通体系の整備を図ることにより、公共交通体系に対する市民の満足度の向上を目標とする。	44.2%	55.0%

後期基本計画の取り組みの方向性

1. 基幹交通の整備促進

【60401】

高速バスの新ルートの開設などを交通事業者等に対して要望します。現行の民間バス路線などを維持するため、乗車人員の確保や結節機能の強化など、運行環境の充実に努めます。

高速バスの停留所に駐車場を整備するなど、利用環境の向上により、利用者の拡大を図り、鉄道に代わる首都への交通路線を維持します。

道路体系の整備や公共施設再編と併せて、バスターミナル設置の検討を進め、駐車場の整備などによるパークアンドバスライド*の促進を図り、公共交通結節点の充実を目指します。

近隣市町村と連携し、市と周辺市町村とを連絡するバス路線の維持・確保に努めます。

2. 地域間交通の整備推進

【60402】

市内代替バス路線事業の維持に努めるとともに、採算性の向上を図るため、関係機関と連携した利用促進方策の検討や利用状況に応じた運行見直しに取り組みます。また、市からの補助金額の抑制を図ります。

市民のだれもが日常生活に必要な外出が可能となるよう、多様化する市民ニーズに対応して、市内の基幹道路網を主軸としたバス路線の見直しなどを行います。

3. 地域内補完交通の整備推進

【60403】

路線バス等へのアクセス等を目的に、地域交通利用助成制度(タクシー 利用助成)の推進に努めます。

基幹交通及び地域間交通で対応できない地域などを面的にカバーするための補完的交通手段を確保するため、運行体系や運営方法などについて、市民とともに調査・研究し地域内補完交通の実現化を目指します。 #3-3

4. 公共交通の利用促進

【60404】

病院やショッピングセンターなどで独自に運行しているバスと既存路線バスとが連携しやすい環境づくりに努め、更なる公共交通の利用促進に努めます。

公共交通マップなどによるPR活動や利用しやすいダイヤ編成への見直し、割引制度の導入等による料金設定の見直しなどを行い、利用者のニーズを踏まえた利用促進策の拡充を図ります。



ガイドマップ



市民ニーズに対応したバス路線

基本計画

稲敷市総合計画

5. 公園・緑地

現況と課題

都市施設としての公園や緑地は、生活にうるおいと安らぎをもたらすとともに、災害時には避難場所としての機能も有する大切な空間です。こうした公園の多面的な機能を踏まえながら、公園の整備を図るとともに、緑の空間の保全と活用に努めていく必要があります。

本市の公園のうち、市が管理する公園は 16 ヲ所(56.07ha)あり、市民一人あたり 12.16 m²となっております(平成 22 年 10 月現在)。

霞ヶ浦湖岸に面した和田公園や小野川沿いのリバーサイド公園、新利根川沿いの桜つつみ、阿波水辺公園、堂前自然公園、大利根東公園など、本市の特徴である水辺の自然を活かした公園も多くあり、各種イベントの開催やレクリエーション利用をはじめ、市内外の多くの人たちに親しまれています。

少子高齢社会が進展する中で、子育てに役立つ公園、高齢者や障がい者はもちろん、老若男女すべての市民にとって、憩いの場となる公園づくりが求められています。

今後は、市内 16 箇所の公園ごとに課題や問題点の解消を図るとともに、都市公園や緑地の整備にあたっての基本的な考え方を明らかにし、中・長期的な既存の公園のリニューアルや、都市公園・緑地の整備・充実を図っていく必要があります。

市管理の公園一覧

平成 22 年 10 月現在

公園名	所在地	規模(m ²)
リバーサイド公園	江戸崎甲	16,822
愛宕山公園	柴崎	12,440
堂前自然公園	中山	36,000
和田公園	浮島	85,100
古渡水の里公園	堀之内	23,000
阿波水辺公園	阿波	7,380
三次親水公園	三次	5,605
やすらぎの森公園	阿波	30,000
筑波東部工業団地公園	甘田・釜井	37,687
大利根東公園	飯島	13,268
光葉団地公園	光葉	18,482
新利根川桜つつみ	新利根橋～金江津機場	34,200
横利根閘門公園	西代	30,614
江戸崎総合運動公園	荒沼	83,388
沼田運動公園	沼田	15,516
新利根総合運動公園	伊佐津	108,235

資料:都市計画課

前期基本計画の取り組みの成果と課題

- ・まちづくり交付金事業によるリバーサイド公園や和田公園の改修事業を実施するとともに、新利根川における桜つつみ事業や小野川遊歩道整備など、水辺空間を活かした公園整備を推進しました。平成 23 年度でのまちづくり交付金事業の終了に伴い、財源確保等、今後の公園整備をどのように継続していくかが課題となっています。
- ・公園の適正な維持管理については、公園管理システムを導入し、公園の管理状態を把握し、維持管理の効率化を図りました。また、年 1 回公園遊具の点検を専門業者に委託し、点検結果により随時補修や撤去または更新を行いました。その他公園施設の維持管理については、専門業者やシルバー人材センターに委託するとともに、職員の巡回により適時、維持管理に努めています。
- ・公園の維持管理体制については、里親制度や地域住民などとの市民協働により利用実態に合わせた維持管理の仕組みの構築が課題となっています。

取り組みの方針

5年後に向けて取り組むこと（目標像）

本市らしい魅力のある水辺空間や自然環境などの資源を活用しながら、都市公園や緑地の適正な配置、緑と水のネットワークづくりを進めます。

既存の公園については、多様な管理・運営の検討を踏まえ、適正な維持管理を行いながら、だれもが安心して利用できるような公園づくりを行います。さらに、市民ニーズに対応した、親しまれる公園づくりを市民の積極的な参加を得ながら行っていきます。

指標値	指標の考え方	現況値 (平成22年度)	将来値 (平成28年度)
市民の憩いの場として公園・緑地の市民の満足度	市民の憩いの場としての公園・緑地の市民の満足度の向上を目標として、約10%の向上を目指す。	40.5%	50.0%
市民などボランティアが管理運営に参加する公園の数	市民参画の促進により、市民が管理する公園数の拡大を目標とする。	-	2カ所

後期基本計画の取り組みの方向性

1. 公園・緑地の整備推進

【60501】

本市らしい魅力のある水辺空間や自然環境などの資源を活用しつつ、都市公園や緑地の適正な配置、緑と水のネットワークづくりを進めながら、地域住民の憩いの場やスポーツ・レクリエーションの場として、また、災害時の避難場所として機能する公園・緑地の整備を進めます。

霞ヶ浦湖岸周辺は、本市の観光・交流拠点であるとともに市民の憩いの場でもあることから、自然景観と調和した景観形成を前提としながら、関係機関と連携のもと各種整備を進めます。

2. 既存の公園のリニューアル

【60502】

少子高齢社会に対応し、老若男女すべての人にやさしいユニバーサルデザイン*の考え方に基づき公園のバリアフリー*化を推進します。

自然に親しめる公園、安心して子どもが遊べる公園、災害時の避難場所の拠点となるような公園など、地域住民の意向、協力、参加を得ながら既存の公園の充実を図り、みんなに親しまれる公園づくりを目指します。

3. 公園の適正な維持管理

【60503】

だれもがいつでも安心して利用できるよう、公園管理システムによる業務の円滑化・効率化を進めながら、公園それぞれの利用実態に合わせた維持管理の仕組みを構築し、適正な公園管理を進めます。

地域に身近な公園については、現在実施している地域住民の主体的な公園づくり活動を発展させ、里親制度や地域委託など市民、NPO*団体、地域などとの協働により利用実態に合わせた維持管理の仕組みを検討します。

基本計画

稲敷市総合計画

6. 上水道

現況と課題

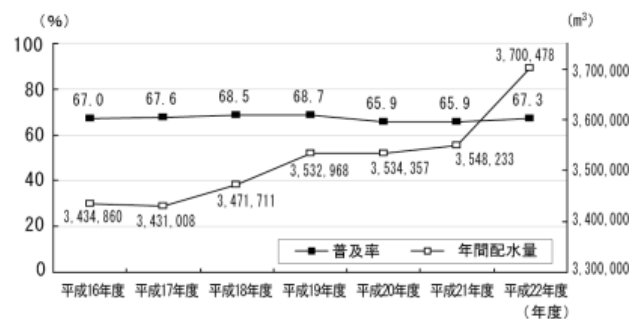
本市の水道事業は、旧町村から引き継いだ5つの水道事業について事業統合の認可を取得し、平成20年4月1日に一つの水道事業となり、計画給水人口43,050人、計画1日最大給水量13,910m³/日とし新たなスタートを切り運営しています。

平成22年度末の実績は、給水人口31,248人、普及率67.3%、1日最大給水量11,752m³/日となっています。(水道統計より)現在、水道事業の主な水源は県南広域水道(茨城県企業局:県南広域水道用水供給事業)からの受水で、これに深井戸地下水を加えて給水を行っているところです。自家用の比較的浅い井戸で地下水が容易に利用できるため、水道普及率が全国平均97.5%や県平均92.3%(いずれも平成22年3月31日現在)より低くなっており、安全で安定した水の供給を図るためにも水道利用の促進を図る必要があります。

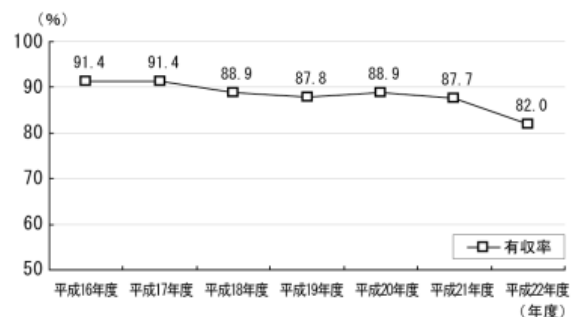
これまで水道事業において整備された施設や設備は、布設後すでに30年近くを経過した配水管をはじめ老朽化が懸念される施設が多く、施設の更新などに多額の費用が必要となることが現実となっています。また、東日本大震災により、配水管等に甚大な被害を受けた教訓を踏まえ、今後はアセットマネジメント*の手法を導入することにより、地震に強い水道づくりを推進し安心・安全で快適な水道を目指していく必要があります。

また、大口需要者の使用水量の減少や一般家庭の使用水量の減少、行政区域内人口の減少などに伴う水道料金収入の減少など、今後とも厳しい財政状況が続くと予測されることから、上下水道料金請求の統一を推進し、徴収率の向上、経費の節減を図る必要があります。このような状況を踏まえ、より効率的・安定的な事業運営を図るため、未加入者への加入促進を進め、普及率の向上に努めていく必要があります。

【普及率と年間総配水量の推移】



【有収率の推移】



資料：水道局

前期基本計画の取り組みの成果と課題

- ・水道事業の効率的な運営を図るため、旧町村ごとにあった各事務所を江戸崎事務所に集約し、水道事業の統合を行いました。組織の合理化を図り、職員数及び経費の削減に努めるほか、設備機器更新など施設管理の安全性を高めるなど維持管理コストの軽減を図っています。
- ・未加入者への加入促進のため、水道未普及地区への配水管布設整備と、水道新設給水工事費補助金交付事業による給水工事費の高額者へ補助金を交付しました。また、コンビニエンスストアでの収納を可能とし、利用者への周知を広報紙・ホームページで行った結果、収納率は上昇傾向にあります。
- ・人口密度・住宅の密集度が低いため投資効率が悪く、自家用の比較的浅い井戸で地下水が容易に利用できることもあり、水道普及率が全国平均を大幅に下回っています。優先度の高い所から配水管布設整備を実施し、今後も、未普及地区への配水管整備と併せて、より一層水道加入を積極的に推進していく必要があります。

取り組みの方針

5年後に向けて取り組むこと（目標像）

水道事業の効率的な運営を図るため、組織の改編を進めるとともに、水道加入促進対策を積極的に推進し、普及率の向上を目指します。

また、安全な水を安定的に給水するため、施設の適切な維持管理に努めるとともに、コスト削減・計画的な事業運営により、適正な水道料金の維持に努めます。

指標値	指標の考え方	現況値 (平成22年度)	将来値 (平成28年度)
計画給水人口	計画人口に対応した給水量を図るため、計画給水人口の拡張を目標とする。	31,248人	43,050人
計画1日最大給水量		11,752m ³ /日	13,910m ³ /日
水道管耐震化率	水道管の耐震化率の向上を目標とする。	5.9%	10.0%
上水道普及率	配水管がすでに布設されている地域における水道加入率の向上を目標とする。	67.3%	75.0%
水道料金の収納率	安定的な水道事業の運営を目指し、収納率100%を目標とする。	99.5%	99.7%

後期基本計画の取り組みの方向性

1. 安定した水道事業の運営

【60601】

県が計画主体となる「県南西地域広域的水道整備計画」を促進し、安定した水源確保を図ります。

耐震性の劣る老朽管の布設替えにより耐震強度を高め、有事・災害の際の水の安定確保に努めます。 絆2-2

水運用などのバックアップ体制や応急給水体制など、非常時対応についての管理体制強化を図ります。また、各配水拠点における自家発電設備により、事故や二次災害の防止に努め、危機管理体制の維持を図ります。 絆2-2

東日本大震災による被災箇所の早急な対策を講じるとともに、ライフラインとして安全な水を安定給水できるよう施設の本復旧に努めながら、有事・災害の際の水道・給水サービスの強化を図ります。 絆2-2

複数の水源や配水系統による相互融通の可能な供給システムを築き、給水の安定性向上を図ります。

各地区で管理されていた給配水管路台帳システムの一元化を図り、災害時などに迅速な対応できる体制づくりと管理運営の効率化を図ります。 絆2-2

災害備蓄品を確保するとともに飲料水の給水車を配備します。 絆2-2

2. 未加入者の加入促進

【60602】

未普及地区への配水管布設を計画的に進め、生活環境の向上に努めます。

水道水の安全性・利便性のPRや利用者が知りたい情報を手軽に入手できるよう、広報活動、施設見学やホームページなどによる情報提供を推進し、水道事業への理解の拡大とニーズの把握に努めます。

利用者が求めるサービス（水質、料金、窓口業務）の充実や、カード決済による収納などの新たなサービス導入に向けての調査・研究を進めます。

基本計画

稲敷市総合計画

3. 効率的な水道事業の推進

【60603】

緊急性の高い事業を優先するとともに、安定的な事業運営を図るため、アセットマネジメント*の手法を活用して経年化した施設の延命化とともに、老朽化した施設の更新を計画的に推進し、改良・更新事業費の年度ごとの平準化に努めます。

一元的な施設の運転・管理や料金徴収の民間委託などを推進し、コストの節減と効率化を進め、水道料金収納率の向上を目指します。

水道事業の内容を積極的に情報公開することにより、水道料金に対する利用者の十分な理解が得られるよう努めます。

上下水道料金請求の一本化を図ることにより、利用開始と中止手続きの簡素化、料金徴収率の向上・経費の節減を図ります。



水道局

7. 生活排水対策

現況と課題

本市が推進する生活排水対策のための下水道事業は、公共下水道と農業集落排水の2事業により継続的に整備を進めています。

霞ヶ浦常南流域関連公共下水道事業により整備を推進している新利根地区は、計画面積441haのうち整備面積が142ha（整備率32.3%）となっています。江戸崎地区、桜川地区、東地区については、市単独の公共下水道事業により整備を推進しており、江戸崎地区は計画面積696haのうち整備面積が159ha（整備率22.8%）、桜川地区は計画面積160haのうち整備面積が135ha（整備率は84.4%）、東地区は計画面積688haのうち505ha（整備率は73.5%）となっています。（平成23年3月31日現在）

農業集落排水事業は対象である3地区（江戸崎・桜川・東）とも整備が完了しており、整備面積は、江戸崎地区156ha、桜川地区343ha、東地区185haとなっています。（平成23年3月31日現在）

公共下水道事業と農業集落排水事業を合わせた市全体としての整備率は60.9%であり、水洗化率（加入率）は66.6%となっています。（平成23年3月31日現在）

今後は、公共下水道の整備状況を勘案しながら段階的に処理区域等の見直しを行い、計画的・効率的に整備を進めるとともに、全体的な事業経営の健全化を図るため、下水道管整備後に各家庭が負担する分担金（負担金）の統一化を検討し、経営状況に応じた利用料金体系の再構築を図っていく必要があります。また、供用区域内における未加入の家庭に対しては、積極的な啓発活動による加入促進を行い、加入率の向上を図ることにより、事業経営の安定化につなげていくことが重要です。また、事業認可区域以外は、単独浄化槽の設置が未だにみられるため、合併処理浄化槽の普及に取り組み、水洗化率の向上を図る必要があります。

さらに、農業集落排水の汚泥処理のためのコンポスト化*など、既存施設の適切な維持管理や有効活用を進めていく必要があります。

農業集落排水事業の状況

区分	計画戸数 (戸)	整備済戸数 A(戸)	加入戸数 B(戸)	水洗化率 B/A(%)
君賀	495	435	216	49.66
鳩崎	290	252	85	33.73
浮島	561	506	499	98.62
阿波東部	336	326	319	97.85
阿波西部	590	354	240	67.80
古渡東部	327	302	214	70.86
あずま南	403	382	332	86.91
あずま中部	266	273	186	68.13
合計	3,268	2,836	2,091	73.73

資料：下水道課

公共下水道事業の状況

区分	計画戸数 (戸)	整備済戸数 A(戸)	加入戸数 B(戸)	水洗化率 B/A(%)
江戸崎	5,600	1,102	526	47.73
新利根	1,913	874	476	54.46
古渡西部	475	329	170	51.67
あずま	2,600	2,513	1,822	72.50
合計	10,588	4,818	2,994	62.14

資料：下水道課

前期基本計画の取り組みの成果と課題

- 平成20年度に「稲敷市公共下水道全体計画」の見直しを実施し、新たな計画のもと、生活排水の適正処理を行っています。さらに、下水道料金について、平成20年から市内全域の料金体系を人数制から従量制に統一しています。
- 供用区域における水洗化の推進では、事業開始前、供用開始前の説明会、戸別訪問、郵送による通知などを継続的に行っていますが、供用開始後3年以上を経過した地区は、社会情勢、個人的事情等から加入率向上の動きは鈍化せざるを得ない状況にあり、今後も継続的に市民の意識高揚を図っていく必要があります。
- 合併処理浄化槽から下水道への接続は、説明会等で宅内排水工事補助金の活用を促し、下水道への理解を得るとともに、戸別訪問、郵送による通知等の方法により加入推進を図っています。
- 「稲敷市バイオマス*タウン構想」を踏まえ、今後のコンポスト化*の全国的な事業展開の動向を注視し、時期をみながら事業着手していくことが必要です。

基本計画

稲敷市総合計画

取り組みの方針

5年後に向けて取り組むこと（目標像）

市民の快適で衛生的な生活基盤を安定的に保ちながら、霞ヶ浦などの公共用水域の水質汚濁防止や水辺環境の保全・再生においても重要である、生活排水の適正処理を積極的に進めます。

下水道については、施設整備を進めるとともに、加入促進による利用率の向上や事業の効率化を進め、経営体制の健全化を図ります。また、合併処理浄化槽については、定期的な維持管理のための啓発活動を行い、適正な浄化槽の利用に努めます。さらに、下水処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、下水処理から発生する汚泥の有効活用や下水道料金の公平な負担の実現を図ります。

指標値	指標の考え方	現況値 (平成22年度)	将来値 (平成28年度)
下水道の整備による生活環境に対する市民の満足度	下水道の整備による生活環境に対する市民の満足度の向上を目標とする。	57.2%	70.0%
下水道の整備率	市民の生活環境の向上を目指し、下水道の整備率向上を目標とする。	60.9%	65.0%
下水道の加入率	下水道事業の安定的運営を図るため、加入率の向上を目標とする。	66.6%	73.0%

後期基本計画の取り組みの方向性

1. 生活排水の適正処理

【60701】

本市の実状に則した効果的な生活排水対策を推進するため、生活排水に関する各種の事業を総合的にとらえ、「下水道事業計画」における認可区域の拡大・見直しを検討します。
「下水道事業計画」における事業区域外においては、浄化槽の定期的な維持管理のための啓発活動を推進するとともに、合併処理浄化槽への転換を促進します。

2. 下水道事業の整備推進

【60702】

市財政状況を勘案し、有効な補助制度等の各種財源措置に注視しながら効率的な工法・ルートを採用により、効率的・重点的に事業を推進します。
工事実施予定地区については、下水道事業に対する住民の理解を得るための説明会などを開催し、事業の円滑な推進を図ります。
工事実施地区の地質状況等を総合的に判断し、災害に強い工法や工種の採用を検討します。
詳2-2

3. 供用区域における水洗化の推進

【60703】

供用区域において、広報やチラシ、戸別訪問などによる加入の促進を図ります。
合併処理浄化槽から公共下水道への移行を推進するなど、加入の促進を図ります。

4. 施設の管理運営と有効活用

【60704】

下水処理施設の適正な維持管理を図ります。
下水処理から発生する汚泥を資源として有効に利用するため、コンポスト化*による汚泥の農地還元など、資源のリサイクルを推進します。
公共下水道と農業集落排水の同時実施自治体などの研究に基づき、下水道料金の公平な負担の実現を図ります。

8. 防災

現況と課題

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、稲敷市にも甚大な被害を及ぼしました。地震活動期とも報道されている中、また、その余震についても、予断ならない状況が続いています。本市は南関東直下型地震の想定エリア内となっており、警戒が必要な地域と考えられます。また、毎年台風などによる風水害が発生しており、地域における防災対策の重要性が一層高まっているところです。

市民生活においては、風水害や地震災害に強いまちづくりをどのように進めていくかが課題となっており、あらゆる災害に対する危機管理体制の充実が必要となっています。災害時の被害軽減のためには、災害発生時の初動体制の確保が必要であり、防災意識の高揚も有効な手段です。さらに、災害に見舞われた方への被災者支援など被災後の速やかな復旧・復興への支援策の充実とともに、建物や構造物の安全性の向上、防災施設の整備、広域による相互援助の体制の充実、市民への情報提供やライフラインの確保など、災害に強い総合的なまちづくりへの取り組みが求められています。

現在「稲敷市地域防災計画*」に基づき、災害予防と災害時の体制整備を進めていますが、今後、東日本大震災の教訓を踏まえ、「稲敷市地域防災計画*」を見直し、職員の危機管理能力や災害対応能力の向上、市民参加体験型防災訓練の実施など、地域の“防災力”の向上を図ることが急務となっています。

さらに、自然災害に加えて、国際的なテロや犯罪が顕在化し、国民に大きな不安を与えていることから、「国民保護法」に基づいて、地域と自治体、企業、関係機関の連携により危機管理体制の構築を推進し、安心して暮らせるまちづくりを行っていく必要があります。



東日本大震災時の給水活動

前期基本計画の取り組みの成果と課題

- ・東日本大震災の教訓を踏まえて、庁内の組織体制から個々の災害対応策まで、「稲敷市地域防災計画*」の全体的な見直しが必要です。地域の整備についての区長要望に、予算的・人的面で要望に対応できない状況の中、災害に強いまちづくりをどのように推進していくかが課題となっています。
- ・「全国瞬時警報システム*（J - ALERT）」を設置するとともに、市内 4 地域の所要箇所防災倉庫を 1 基ずつ設置し、防災体制を整えました。また、区長要望に基づいて急傾斜地対策、河川維持管理対策、狭あい道路の道路改良工事などを実施してきました。また、一般市民を対象に、初期消火訓練、負傷者の応急担架搬送等を実施、防災意識の啓発を図るとともに、防災無線や防災メールの発信を行いました。
- ・平成 19 年に「防災対策総合ガイド」「洪水ハザードマップ*」を全戸配布し、平成 22 年度には県の竜ヶ崎土木事務所を取りまとめた「崖崩れ危険箇所マップ」を作成・配布、平成 23 年には「土砂災害ハザードマップ*」の作成・該当地区への配布を行いました。
- ・学校施設の耐震診断を実施し、耐震が必要な施設については、耐震補強を順次実施しているところです。耐震補強については、小学校統廃合計画と併せて、早急に耐震補強することが課題となっています。

基本計画

稲敷市総合計画

取り組みの方針

5年後に向けて取り組むこと（目標像）

市民の生命と財産を守り、安心して暮らすことが出来るよう、東日本大震災の教訓を踏まえて「地域防災計画*」を見直し、市民・企業・行政の連携による防災体制の充実・強化を図るとともに「稲敷市国民保護計画」に基づき、市民の避難や救援などの対策の充実に努めます。

さらに、公共施設の耐震化や河川・道路の整備など災害に強いまちづくりを推進するとともに、災害時においては、総合的な被災者支援に努めます。

指標値	指標の考え方	現況値 (平成22年度)	将来値 (平成28年度)
大規模防災訓練の実施回数(市民・企業・行政合同)	災害時における初動体制を確実に実効するため、「防災の日」において、全市民、市内企業、学校、市役所、各種行政機関合同の大規模防災訓練の実施を目標とする。	1回/年	充実・強化
稲敷市地域防災計画*の見直し 詳2-2	東日本大震災の教訓から、地域特性を考慮した地域防災計画*の改定を目標とする。	-	改定
地震・水害・火災対策に対する市民の満足度 詳2-2	地震・水害・火災に対する市の対策に関する市民の満足度の向上を目標とする。	45.6%	55.0%

後期基本計画の取り組みの方向性

1. 新たな稲敷市地域防災計画*の策定と推進

【60801】

東日本大震災の教訓を踏まえ、発災時の応急体制から被災者支援の体制づくり、社会基盤施設の応急復旧体制に至るまで、防災まちづくりの総合的な指針となる新たな「稲敷市地域防災計画*」を全庁体制で策定します。詳2-2

新たな「稲敷市地域防災計画*」の運用にあたっては、全庁体制で取り組むプロジェクトチームを設置し、初動体制の確保と、災害時の被害拡大の防止を図り、迅速かつ的確に災害活動が行える防災体制づくりを目指します。詳2-2

2. 市民・職員の防災意識の向上

【60802】

「稲敷市地域防災計画*」に基づき、市民と行政、関係機関が連携し、自主防災組織の育成・強化や地域や企業における自主的な訓練の実施への支援などを行い、災害時に備えた体制づくりに努めます。詳2-2

「稲敷市地域防災計画*」に基づく初動体制を確実に実行するため、市民・企業・行政が合同で行う大規模防災訓練、大規模災害を想定した各種防災訓練を実施します。詳2-2

市民の防災意識を喚起するため、ハザードマップ*や揺れやすさマップなど防災リスク情報の提供に努めるとともに、「防災の日」におけるキャンペーン実施など各種啓発活動を継続して推進します。詳2-2

災害の記憶の風化防止を図るため、災害に関する記録について収集保存に努めます。詳2-2

有事・災害の際には、市民の生命が最優先であることを徹底し、公共施設利用者の避難誘導など安全確保を確実にかつ迅速に行えるよう、職員の意識向上に努めます。

3. 災害に強いまちづくりの推進

【60803】

災害に強いまちづくりを推進するため、学校施設や公共施設の耐震化を促進するとともに、市の防災拠点の中核となる統合庁舎（新庁舎）の建設を促進します。 〔絆2-2〕

都市基盤の防災力の向上を図るため、河川などの治水機能の強化や急傾斜地などの整備促進に努めるとともに、道路については、狭あい道路の解消、幹線道路の整備推進に努めます。 〔絆2-2〕

災害時の緊急輸送道路としての機能も考慮しながら、国道125号バイパス（桜川バイパス・大谷バイパス）の整備促進を図るとともに、国道408号、県道竜ヶ崎潮来線、県道江戸崎下総線の歩道の整備促進に努めます。 〔絆2-2〕

「稲敷市地域防災計画*」に基づき、避難場所の設置・指定を見直すとともに、防災倉庫の整備や防災備品・備蓄品の充実を図ります。 〔絆2-2〕

防災拠点としての機能も持つ公共施設の改修及び整備を進めるとともに、防災設備・災害用備蓄の充実に努めます。 〔絆2-2〕

デジタル化に対応した防災行政無線の適切な運営・管理を行うとともに、防災行政無線や電子メールなどを有効に活用し、災害時の情報ネットワークの多様化を図ります。 〔絆2-2〕

遠隔にある都市との防災に関する相互支援協定等に基づき、大規模災害など危機発生時には、被災した地域に対し物資等の支援をはじめ、職員やボランティアを派遣するなど連携強化を推進します。 〔絆2-2〕

大規模災害に備え、地域医療における役割分担や緊急診療施設の開設、広域的に対応できる災害医療について検討します。 〔絆2-2〕

4. 災害時の被災者支援

【60804】

被災者対応（り災に関する業務、被災者支援業務など）については、あらゆる災害に迅速に対応できるよう、国・県などと連携しながら、「稲敷市地域防災計画*」に基づき、速やかな被災者再建を図ります。 〔絆2-2〕

被災者再建支援制度による支援金の支給をはじめ、国等と連携しながら、被災者の方々の住宅再建を支援します。 〔絆2-2〕

災害によって居住が困難になった被災者に対して、優先的に住宅の提供を図ります。 〔絆2-2〕

被災者の方々に個別の状況調査などを継続的に実施し、被災者ニーズの把握に努めながら、被災者への相談業務や緊急的な雇用対策などをはじめ、きめ細やかな生活支援メニューの創設を図ります。 〔絆2-2〕

各種減免制度などについては、速やかな情報の提供とともに、その周知の徹底に努め、被災者の生活支援に努めます。 〔絆2-2〕

被災者の方々に対して「心のケア相談」を実施するとともに、精神的な弱者と考えられる子どもたちや一人世帯の高齢者等にも対象を拡大し、きめ細かな対応にも努めます。 〔絆2-2〕

基本計画

稲敷市総合計画

9. 消防・救急

現況と課題

本市の消防体制は、常備消防と非常備の消防団により組織されています。常備消防は、「稲敷地方広域市町村圏事務組合」により江戸崎消防署、江戸崎署新利根出張所、江戸崎署桜東分署が設置されています。非常備の消防団は79分団（平成22年4月現在）あり、常備消防と協力し、消防・防災活動に取り組んでいます。また、これらに加え、女性消防団が新たに発足し（平成22年4月）、更なる消防体制の強化を図っているところです。

近年では、様々な要因により消防団員となる市民が減少する傾向にあります。消防団は、消防活動において中心的な役割を果たすこともあり、地域になくってはならない重要な組織です。そのため、今後とも市民の理解を得ながら、地域の安全を確保するため、消防団の体制について再検討する必要があります。

火災の未然防止のためには、防火意識を徹底することが最も基本となることから、地域の自主防災組織を育成・支援し、地域ぐるみで防火意識の向上を目指していく必要があります。また、大規模地震発生時における消火活動に備え、耐震性防火水槽の設置や機材の充実を図っていく必要もあります。

救急体制については、常備消防の中で稼働しています。救急体制の充実を図るためには、救急救命士の充実・育成、高規格救急車*の配備など、更なる充実が望まれます。高齢化に伴い、今後は高齢者を中心とした、救急出動件数が増加することが予想されるため、迅速かつ的確に対応した救急活動が行えるよう、体制を強化していく必要があります。



ドクターヘリ

火災の状況・救急活動の状況

年	区分	火災の状況						救急活動の状況(件)								
		火災件数(件)					焼損面積(m ²)		総数	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷
		総数	建物	林野	車両	その他	建物	林野その他								
平成17年		49	26	5	6	12	1,576	185	1,989	26	-	-	339	38	34	244
平成18年		29	15	5	2	7	697	496	2,150	17	-	8	333	24	32	259
平成19年		26	16	2	1	7	1,618	90	2,212	14	-	2	335	43	35	293
平成20年		32	15	2	5	10	739	16,100	1,923	15	-	6	279	27	24	223
平成21年		18	15	-	2	1	605	-	2,036	12	-	3	269	32	20	270
平成22年		25	14	-	-	11	1,424	-	2,111	21	-	2	251	34	18	283

資料：稲敷消防年報

前期基本計画の取り組みの成果と課題

- 防火意識の啓発・普及では、住宅用火災警報器の普及促進として、稲敷広域消防本部による広報紙での啓発、パンフレットの配布を行ってきました。平成22年には女性消防団を設立し、地区を選定した防火訪問の実施、防災訓練等への参加を実施しました。防火意識の啓発・普及については、地域住民による防火組織の発足・拡大が進んでいないため、防火組織の育成・支援体制などに工夫が必要です。
- 消防力の強化では、20年を経過した消防団車両の更新や、防火水槽・消火栓等の適宜設置及び修繕を実施しました。また、市広報等を活用し消防団の活動内容のPRを行うほか、女性消防団が新たに発足し（平成22年4月）、更なる消防体制の強化を図っているところです。近年、人口減少などにより、消防団員の充足率が伸び悩んでおり、今後の災害に備えるために、消防団組織の再編などの検討が必要です。
- 市内公共施設・教育施設へのAED*の設置を進め、現在39基が設置されています。AED*については、緊急時に使用できる体制づくりや機器使用に対する研修などを進める必要があります。

取り組みの方針

5年後に向けて取り組むこと（目標像）

地域における防火意識の向上を目指すとともに、自主防火組織の育成・強化に努めます。また、消防団員の確保や消防設備の充実など、消防団活動について積極的に支援します。

広域消防による常備消防・救急体制の維持に努めるとともに、救急については、プレホスピタルケア*を推進し、救命率の向上を目指します。

指標値	指標の考え方	現況値 (平成22年度)	将来値 (平成28年度)
火災発生件数 絆3-2	市内の年間火災発生件数の減少を目標とする。	25件	15件
消防団員の充足率 人2-1	大規模災害に備え消防団員の充足率100%を目標とする。	93.8%	100.0%
救急・消防体制に対する市民の満足度	救急・消防体制に対する市民の満足度の向上を目標とする。	71.2%	80.0%

後期基本計画の取り組みの方向性

1. 防火意識の啓発・普及

【60901】

火災の被害を防ぐには、火災の恐ろしさの認識や初期消火についての知識普及が大切であることから、警察や消防署などの関係機関との連携強化により、防火意識の啓発・防火知識の普及に努めます。絆3-2

防火意識の啓発・普及を図るため、女性消防団による各種啓発事業を推進します。

絆3-2

2. 地域の消防力の強化

【60902】

耐震性防火水槽や消火栓設備の充実を図るとともに、老朽化した消防設備の改修や消防車両の更新など、地域の消防力の維持・強化に努めます。

地域の消防力強化を図るため、消防団員の指導・育成を積極的に支援します。絆3-2

地域の消防力を維持するため、消防団組織の再編について検討するとともに、消防団の役割と重要性をPRし、新たな消防団員の確保に努めます。絆3-2 人2-1

3. 広域的消防・救急体制

【60903】

火災・災害、救急・救命に迅速に対応するため、「稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部」の消防車両や機器の計画的整備を促進します。

圏央道及び圏央道インターチェンジの開設に伴い、消防・救急体制のあり方の見直しを検討します。

市民に対し応急処置についての講習を実施するなど、プレホスピタルケア*の推進により救命率の向上を目指します。

市庁舎やスポーツ施設などの公共施設に設置されたAED*（自動体外式除細動器）については、緊急時に使用できる体制づくりや機器使用に対する研修などを推進します。

ドクターヘリ*など広域的な高度救急医療の体制整備を拡充し、迅速かつ的確に対応した救急活動が行えるよう、体制の強化を図ります。

基本計画

稲敷市総合計画

10. 防犯

現況と課題

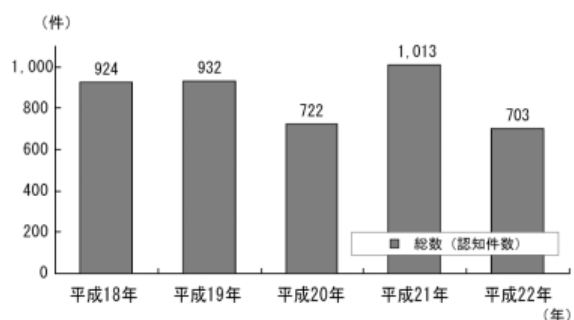
近年、犯罪の広域化や凶悪化の傾向が顕著になっており、これまで地方都市では考えられなかったような犯罪が昼夜を問わず頻発しているなど、日常生活における安全性の確保が大きな課題となっています。特に児童が巻き込まれる犯罪が全国的に多発しており、市・防犯関係者・保護者と連携しながら対策を講じる必要があります。本市においては、犯罪認知件数の減少がみられるものの、近年はオレオレ詐欺や振り込め詐欺などの増加がみられ、新たな犯罪への対応も必要になっています。

このような犯罪多発化の要因には、雇用不安、社会経済のグローバル化、社会の24時間化、高度情報化、少子高齢化など急速な社会の変化による規範意識の低下、人間・家族関係の希薄化や性に対する意識の変化など、大きな社会環境の変化が挙げられます。また、地域の交流が次第に希薄になり、地域社会がこれまで担ってきた犯罪防止機能が低下しつつあります。

このような状況の中、本市においては防犯連絡員の協力のもと、青色防犯パトロールなどを実施し、地域における犯罪や事故の防止に努めているところです。また、市民の防犯ボランティアとして自警団を結成し、自らの地域を自ら守るという意識も強まっています。

今後、市民の自主的な犯罪防止活動をさらに促進するとともに、道路・公園・共同住宅・駐車場などにおいて、犯罪が起こりにくいまちづくりを進めて行くなど、生活環境の整備を図ることにより、安全で安心して生活できる地域社会の実現を図っていく必要があります。

【市内の刑法犯罪発生件数】



資料：稲敷警察署

前期基本計画の取り組みの成果と課題

- ・防犯連絡員と警察または関係機関による啓発活動、啓発品の配布など防犯キャンペーンを実施するほか、茨城県警察等と連携したインターネットによる情報提供、防犯連絡員による防犯パトロール等を実施しています。今後も、各種防犯キャンペーンなど市民の防犯意識の高揚に関する取り組みや各種講演会やパトロールを通じた地域ぐるみの防犯活動に関する取り組みの実施により、安全で安心なまちづくりの継続的な実施が必要です。
- ・「子どもを守る110番の家」の拡大や看板設置を進めており、スクールガードリーダー*及びスクールサポーターによる幼稚園・小中学校の登降園及び登下校の安全確保、幼稚園・小中学校巡回活動・不審者対応の防犯等の指導、PTA向けメール配信システムの導入など、児童生徒の安全対策を推進しています。子どもを標的にした犯罪が全国で多発している現在、幼児、児童生徒の安全確保の観点から、自主的な防犯活動を推進するとともに、「地域の子どもは地域で守る」という市民意識を啓発し、地域住民の協力を得ながら、防犯活動の推進を引き続き推進していく必要があります。

取り組みの方針

5年後に向けて取り組むこと（目標像）

市民の安全な生活を確保するため、「稲敷市生活安全に関する条例」などに基づき、地域コミュニティの交流促進による犯罪防止機能の向上を目指すとともに、犯罪防止、青少年非行防止に関する啓発活動を推進します。

また、防犯連絡員や地域の協力により、子どもを取り巻く環境の安全性の向上に努めます。

さらに、安全な地域づくりのための環境整備を推進します。

指標値	指標の考え方	現況値 (平成22年度)	将来値 (平成28年度)
刑法犯罪発生件数 ③-2	犯罪発生件数の減少を目指す。	703件	600件
安全なまちづくりキャンペーン回数	防犯意識の高揚を図るため、啓発キャンペーンの強化を目標とする。	3回	4回
青色防犯パトロール巡回回数	防犯連絡員・交通安全推進員などにより行われている青色防犯パトロール実施回数を増やすことを目標とする。	1~3回/週	3回/週
安心して暮らせるまちづくりに対する市民の満足度 ③-2	市民が安心して暮らせると思える満足度の向上を目標とする。	60.5%	70.0%

後期基本計画の取り組みの方向性

1. 防犯意識の高揚

【61001】

大型ショッピングセンターや市の主要行事において、安全なまちづくりキャンペーン（防犯キャンペーン）を実施します。

地域の安全を地域の手で守っていくため、インターネットによる犯罪情報の提供など迅速な情報提供により、市民の自主的な防犯意識の向上を図ります。

2. 防犯活動の推進

【61002】

地域・警察・学校が連携し、防犯連絡員や交通安全推進員の協力のもと、青色防犯パトロール活動などにより、犯罪の未然防止や少年の非行防止を図ります。③-2

防犯連絡員などの自主的防犯活動を支援するため、ボランティア活動中の事故に備えたボランティア活動保険の加入促進を図ります。③-2

基本計画

稲敷市総合計画

3. 安全な地域環境の整備

【61003】

安全なまちづくりを計画的に推進するため、防犯灯の設置基準を定め、地域の実状を踏まえた効果的な防犯灯の設置を進めるとともに、維持管理コストの削減のため防犯灯のLED化を推進します。

道路・公園・共同住宅・駐車場などにおいては、見通しや明るさを確保するなどの犯罪防止に努めます。

子どもたちが身の危険を感じた場合に駆け込む緊急時の避難場所である「子どもを守る110番の家」の設置を促進するとともに、学校や家庭・地域との情報の交換や連携体制の強化を図ります。

地域の安全性向上を図るため、各行政区や学校PTAなどが小学校区単位で作成している地域安全・防犯マップの作成を支援します。

防犯連絡員やスクールガードリーダー*、地域の協力を得ながら、小・中学校など登下校の安全性の確保をはじめ、子どもを取り巻く環境の安全性の向上に努めます。

絆3-2



防犯キャンペーン

11. 交通安全

現況と課題

交通安全の分野については、全国的に交通事故件数が減少傾向にある中、本市においても、交通事故件数と死者数の割合は減少している現状にあります。しかし、年間約 300 件程度の交通事故（平成 22 年の交通事故件数は 274 件（うち死者数 7 人）稲敷警察署管内）が発生しており、全国的な傾向と同様に、交通事故死者における高齢者の占める割合が高くなっています。

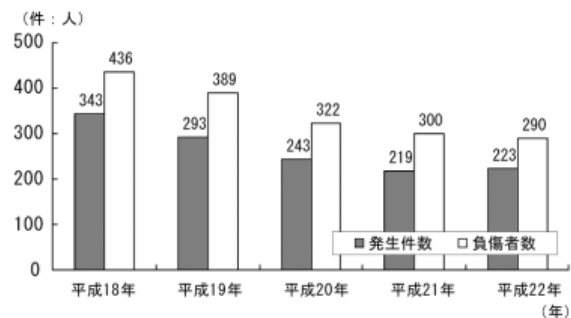
交通事故の多くは、スピードの出し過ぎや安全確認不足など、運転者や歩行者のルール違反とマナー低下によるものが多くなっています。平成 20 年（2008 年）6 月の後部座席シートベルトの着用義務化をはじめとして、道路交通法の改正に適宜対応しながら、警察と連携を図り、市民への広報啓発と交通安全意識の高揚を図っていく必要があります。

新たな商業施設や市内の道路整備の進捗状況に応じて、変化する交通環境に対応しながら、それに伴う交通安全啓発活動についても重要になってくると考えられます。

本市では交通事故発生を抑制するため、ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設の整備を推進するとともに、関係機関と連携しながら、子どもから高齢者までを対象とした交通安全に対する啓発活動を行っています。今後も、市民への交通マナーの普及徹底を図り、地域ぐるみで交通安全意識を高め、子どもや高齢者を中心とした交通安全教育を継続的に推進することが必要です。

また、交通事故の被災者に対し共済見舞金を支給する制度として「県民交通災害共済」があります。加入者は、茨城県全体及び本市においても年々減少していますが、交通災害に対する共済制度の周知に努め、活動の充実を図っていく必要があります。

【市内の交通事故発生状況】



資料：茨城県警察本部交通部交通企画課

前期基本計画の取り組みの成果と課題

- 交通安全教育の推進では、園児・児童を対象に腹話術・紙芝居・自転車の実技講習を実施しているほか、高齢者を対象とした講話並びに自転車の実技指導・講習を実施しています。今後も、園児・児童を対象に交通安全教室を実施していくとともに、高齢者向け交通安全については、更なる啓発活動の拡充を進めていく必要があります。
- 交通安全推進員及び交通安全母の会の協力のもと、立哨活動及び街頭キャンペーンを実施（年4回）し、交通安全啓発品を配布しています。引き続き、交通安全意識の高揚に継続して取り組み、交通安全意識の高揚を図っていく必要があります。
- 各行政区長からの要望を受けて、重点箇所への交通安全施設の設置・修繕、道路改良工事を実施しています。引き続き、区長などからの要望を踏まえた交通安全施設・交通環境の充実に努めていくことが必要です。
- 「県民交通災害共済」への加入促進を図るため、市の広報紙に加入申請記事を掲載及び申込チラシを同封し各世帯に配布し、周知を図っています。「県民交通災害共済」の制度運用を進め、交通事故被災者への支援を引き続き継続して実施することが必要です。

基本計画

稲敷市総合計画

取り組みの方針

5年後に向けて取り組むこと（目標像）

交通事故の抑制と交通事故による死亡者数ゼロを目指し、交通安全施設の整備を図ります。

また、交通事故の未然防止のため、警察署・交通安全協会・交通安全推進員・交通安全母の会などの関係機関と連携しながら、交通安全教育や意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設の整備など交通環境の充実を図ります。さらに、交通事故被災者への支援に努めます。

指標値	指標の考え方	現況値 (平成22年度)	将来値 (平成28年度)
小・中学校などにおける交通安全教育教室開催回数	できるだけ多くの学校などで交通安全教育を実施することを目標とする。	22回	25回
市内交通死亡事故件数 #3-2	子どもからお年寄りまで、安全な道路環境をつくり、死亡事故ゼロを目標とする。	6件	0件
交通安全対策に対する市民の満足度 #3-2	交通安全対策に対する市民の満足度の向上を目標とする。	45.6%	60.0%

後期基本計画の取り組みの方向性

1. 交通安全教育の推進

【61101】

保育所、幼稚園、小・中学校で開催される交通安全教室に対し、警察署や交通安全推進員などの協力を得て、講話や実技指導を推進します。

老人クラブの集まりの際に、交通安全に対する講話などを行い、交通弱者である高齢者を事故から守るための啓発活動を推進します。

2. 交通安全意識の高揚と安全な交通環境の充実

【61102】

交通安全運動期間中に、警察署、交通対策協議会メンバーによる交通安全キャンペーンや立哨活動を実施し、登校時の児童生徒の安全を守るとともに、交通安全意識やマナーの向上を図ります。 #3-2

交通安全冊子の配布などにより、子どもたちやその保護者に交通安全に対する意識を持ってもらうとともに、ドライバーに対しては、注意を喚起します。

飲酒運転の撲滅に向けた啓発活動を推進します。

安全・円滑・快適な道路交通の確保を図るため、カーブミラー、赤色回転灯、ガードレール、路面標示などの施設整備を推進します。

3. 交通事故被災者への支援

【61103】

交通災害を受けた場合の救済を目的とした「県民交通災害共済」の加入促進に努めます。

保護者が交通事故により死亡または重度の障害が残った場合に受けられる育成資金の貸付や交通遺児奨学生制度、育成給付金などについて周知を図ります。

12. 消費者生活

現況と課題

高度経済成長に伴う消費者対策として、昭和45年「消費者保護基本法」が制定して以来、我が国では事業者への規制により消費者を保護してきました。しかし、消費者を取り巻く環境は目まぐるしく変化し、消費者トラブルが複雑多様化しているため、相談件数も増加傾向にあります。その中でも、振り込め詐欺や催眠商法など高齢者世帯や一人暮らしの高齢者を狙った悪質な詐欺商法が急増しており、大きな社会問題となっています。

このような状況の中で、国では、消費者の保護だけでなく自立支援をうたった「消費者基本法*（平成16年）」を施行し、同法に基づき「消費者基本計画（平成17年）」を策定しています。さらに、平成21年9月に消費者庁が発足するとともに「消費者安全法」が施行され、市町村が市民に身近な消費生活相談の窓口として重要な役割を担うことになりました。

本市においては、平成18年に「消費生活センター」を設置し、その対応を進めておりますが、消費生活に関する苦情相談などは年間100件程度あり、最近では、全体的に高齢者の苦情相談が多くなってきています。特に訪問販売や通信販売、リフォームなどによるトラブルが急増しており、これらのトラブルの未然防止に努めていく必要があります。

また、「稲敷市消費者リーダー連絡協議会」の協力を得ながら、市民の消費者意識の向上を図っているところです。今後も、市民一人一人がトラブルを未然に防ぐ判断力を身につけていくことが大切であるため、消費者リーダーの育成に努めながら、更なる啓発活動を推進していくことが必要です。

前期基本計画の取り組みの成果と課題

- ・消費生活センターの充実では、平成23年度から相談窓口を週3日から週4日へ拡大し、「消費生活センター」の案内チラシ・タックシールの全戸配布、消費者団体とともに啓発活動キャンペーンを実施しました。消費生活を取り巻く情報を毎月広報紙やホームページにおいて啓発を図っているほか、各関係機関と連携し、消費者トラブルの発生及び未然防止等に対応できるための出前講座を実施しました。
- ・消費者トラブルは依然として増加傾向にあり、「消費生活センター」の充実は、今後も継続的に行っていく必要があります。特に、消費者トラブルが発生した際に迅速に対応できる体制づくりが求められており、相談員増員などは早急に対応する必要があります。
- ・消費者団体の自主活動（環境にやさしい廃油を利用した石けんや毛糸でアクリルたわしづくりなど）に対する支援を行うとともに啓発キャンペーン、講演会への参加促進を図りました。
- ・消費者リーダーなどの育成は、消費者団体が消費者リーダーになるための養成講座や研修会には極力参加をしてくれる反面、新たな会員の増員は難しい点が課題です。

基本計画

稲敷市総合計画

取り組みの方針

5年後に向けて取り組むこと（目標像）

複雑化・多様化する消費環境の中で、市民が安心して暮らすことができるよう、「消費生活センター」を拠点とした相談体制の強化に努めるとともに、市民一人一人が自立した消費者として意識の向上を図れるよう、消費生活に関する啓発活動の推進と消費者リーダーの育成に努めます。

指標値	指標の考え方	現況値 (平成22年度)	将来値 (平成28年度)
消費生活に関する苦情相談窓口開催回数	消費トラブルが発生した際には迅速に対応できるよう相談体制の強化を目標とする。	4回/週	5回/週 (毎日)
消費者リーダー数	市全体で5年かけて約50人の消費者リーダーを育成することを目標とする。	29人	50人
消費生活に関する苦情相談件数 計3-2	消費生活に関する苦情相談数の拡大を目標とする。	137件	100件以下

後期基本計画の取り組みの方向性

1. 消費生活センターの充実

【61201】

「消費生活センター」の相談窓口の拡充に努めながら、消費トラブルが発生した際には迅速に対応できるよう相談体制の強化を進めます。さらに、「県消費生活センター」と連携し、消費者保護に努めます。

多様化する消費トラブルから市民を守るため、全国各市町村とオンラインで繋がるPIO-NET*により得た消費者被害の情報を、広く市民に広報するなど、消費者被害の未然防止に努めます。

食品や日用品についての正しい知識など、消費生活を取り巻く情報について、広報紙・ホームページなどでの情報提供を継続して実施します。さらに、情報メディア（ツイッター*、SNS*、宝ブログ*など）を使いながら、消費者に対する知識の普及と情報の提供を図ります。

日頃から消費生活に関する啓発を図るため、出前講座や生涯学習講座と連携した連続講座、各種イベントの機会を利用した啓発活動などを推進します。

2. 消費者リーダーなどの育成

【61202】

消費者リーダーの育成・拡大を図るため、若い世代の加入促進につながる働きかけを積極的に展開します。

消費者団体や市民が主催する消費生活に関する講演会などを積極的に支援します。

計3-2

13. 地域情報化

現況と課題

国内外における高速交通・情報ネットワークが急速に拡充するとともに、パーソナルコンピュータ、携帯情報端末とそれを結ぶインターネットの爆発的普及やそれを利用した電子商取引等の発展に代表されるようにデジタル・ネットワーク化が急激に進行しています。さらに、音声や動画の配信サービスの拡大、ブログ*、SNS*など利用者参加型のコミュニティサービスの拡大など、高速・大容量の新たな情報通信技術を活用したサービスも急速に普及し、市民生活に情報通信技術が深く浸透してきています。

本市の情報基盤（地域イントラネット*）においては、これまでは周辺市町村と比較しても整備が遅れている状況にありましたが、市民団体などが主導して超高速ブロードバンド*（光ファイバ回線*）のサービス誘致を行った結果、現在は市全域に超高速ブロードバンド*環境が整い利活用できる状況にあります。

国・県・市町村を相互に接続する行政専用の総合行政ネットワーク*（LGWAN）により、申請・届出の電子化など、国と地方公共団体を通じた一体的な行政サービスの提供が可能となり、電子自治体の構築が進みつつあります。

今後は、この情報基盤を有効に活用し、高度情報化の進展による様々なサービスを子どもからお年寄りまで多くの市民が享受できるよう、公衆無線LAN環境やパソコン、インターネットの普及を図っていく必要があります。さらに、情報活用能力の向上や、行政サービスの高度化、地域コミュニティの再生、安心・安全な地域づくりなど、地域における課題を解決する新たなツールとして活用していくことも求められます。



前期基本計画の取り組みの成果と課題

- ・平成19年に市全域の光ファイバ回線*の開通が実現し、市民ニーズの高かった高速・大容量通信の基盤整備が図られました。光ファイバ敷設時に、市広報紙・ホームページへの掲載、加入促進活動など各家庭への光ファイバの普及に努めました。スマートフォン*などの携帯情報端末や公衆無線LANなどの新たなサービスなど、今後の情報技術革新や実用化の進展動向を踏まえながら、多様化する市民のニーズに対応した通信基盤の最適な整備を、事業者との連携の下に進めていくことが課題です。
- ・市施設に市民が無料で利用できるパソコンを設置し、パソコンの普及活動を兼ねたパソコン教室の開催など支援を行いました。情報化技術の進展を見極めながら、パソコンに詳しい市民の協力を得ながら、市民の情報活用力の向上を図る必要があります。
- ・電子自治体の構築に関しては、電子申請の充実、体育施設の予約確認システム、図書館の図書予約、いばらきデジタルマップ、Q & A、メール配信サービスやブログ*の開設、インターネットの公衆無線LANの構築など、インターネットで利用できるコンテンツ*やITサービスの充実を図りました。

基本計画

稲敷市総合計画

取り組みの方針

5年後に向けて取り組むこと（目標像）

市民だれもがIT（情報技術）の恩恵を実感できる社会を実現するため、市民の情報活用力を向上させるための支援に努めます。

また、市民サービスの向上と行政事務の効率化を促進するため、電子自治体の構築を目指します。

指標値	指標の考え方	現況値 (平成22年度)	将来値 (平成28年度)
ITを活用した行政サービスに対する市民の満足度	ITを活用した行政サービスへの市民の満足度向上を目標とする。	64.7%	75.0%
市民に提供する情報媒体数	行政側から市民に対して情報提供する情報媒体の拡大を目標とする。	3媒体	4媒体
インターネットの公衆無線LAN環境の構築数	公共施設におけるインターネットの公衆無線LANの環境構築数の拡大を目標とする。	2カ所	5カ所

後期基本計画の取り組みの方向性

1. 地域情報基盤の整備促進と市民の情報活用力の向上

【61301】

多様化する市民のニーズに対応し、通信基盤の最適な整備について、技術革新や実用化の進展動向を踏まえつつ、事業者と連携しながら推進します。

市民が情報格差によって不利益を被らないよう、著しい技術発展に伴う行政サービスをはじめ、今後の動向など情報化の進展状況について啓発を図ります。

市民や事業者などの協力を得ながら、市主催のパソコン教室の開催など、民間サービスでは不足しがちな情報リテラシー向上のための啓発・普及に努めます。

コミュニティFM*など、地域情報を広く提供する新たな情報媒体を検討します。

詳2-2

2. 電子自治体の構築

【61302】

高速・超高速ブロードバンド*環境など地域情報基盤（地域イントラネット）の活用により、各種申請、体育施設や会議室の予約、図書館の図書予約、各種講座の申し込みなどがインターネットでできる電子自治体の構築を目指し、市民サービスの向上をITの側面から支援します。

多様化する市民ニーズに対応した市民サービスを展開するコミュニケーションの道具としてITの活用を推進します。

第7章

手を取りあって潤いのある環境を守り育てよう

—環境保全・自然環境

- 1 地球環境の保全と循環型社会の構築
 - 総合的な環境施策の推進
 - ごみの減量化・リサイクル活動の推進
 - 新エネルギー施策の推進
- 2 自然環境・霞ヶ浦の保全・活用
 - 霞ヶ浦・河川の水質浄化対策
 - 樹林地・里山、農地、水辺の保全
- 3 公害対策・環境美化の推進
 - 不法投棄対策と環境美化の推進
 - 環境保全、公害対策

基本計画

稲敷市総合計画

1. 地球環境の保全と循環型社会の構築

現況と課題

環境問題は地域レベルの問題から、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、森林消失など、地球規模の問題に拡大しており、世界各国が協力して取り組むべき課題となってきています。平成20年後半の世界的な経済危機以降、各国による環境問題への取り組みがさらに進展する動きがみられます。

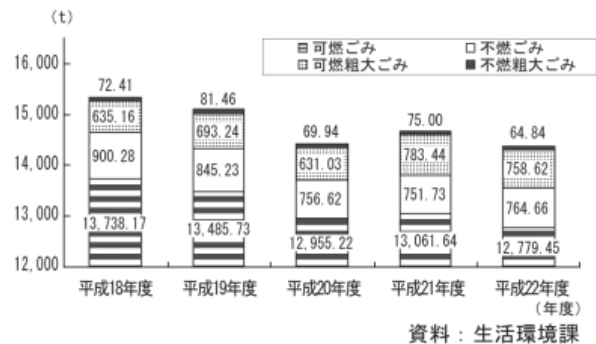
我が国においては、平成5年に地球規模での環境保全や自然保護など、新たな環境問題に対応していくための基本理念を定めた「環境基本法」を制定し、環境問題に取り組む姿勢をさらに深め、施策を展開しています。

また、循環型社会の構築に対しても、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から、地球にやさしい循環型社会への転換を目指し、国では、平成12年度に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、現在ではその法律に基づき、「第2次循環型社会形成推進基本計画」の各施策を展開しているところです。

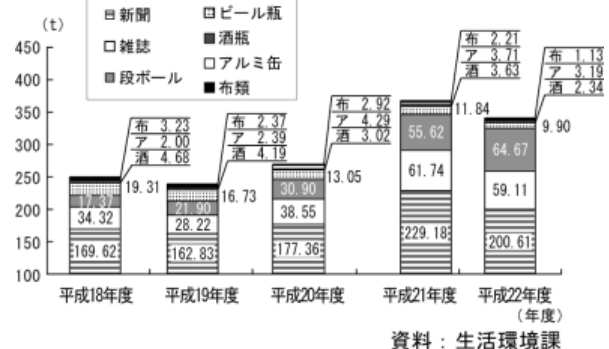
本市では、「稲敷市地球温暖化対策実行計画」に基づく全庁的な地球温暖化対策をはじめ、継続的な家庭系ごみの排出抑制や再生利用の推進を図るなど、市民、事業者、行政が一体となって、環境にやさしいまちづくりを進めてきました。平成21年度には「バイオマス*タウン構想」を策定し、ゴミの減量化と資源化の更なる進展に向けて取り組んでいるところです。

今後も、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向け、これまでの社会経済活動や生活様式を見直し、多様で広範囲にわたる環境問題に対し、総合的かつ計画的な取り組みを推進していくことが必要です。

【ごみ排出量の推移】



【ごみ資源化量の推移】



前期基本計画の取り組みの成果と課題

- ・「稲敷市地球温暖化対策実行計画」に基づき、全庁的な省エネ活動に取り組んできました。東日本大震災などの影響により、省エネルギーへの要請がさらに高まることから、省エネルギーへのさらなる取り組みや地球温暖化防止の一層の拡大が求められています。
- ・「バイオマス*タウン構想」(平成21年度)を策定し、ごみの減量化・リサイクル活動の推進の方針を定めました。今後は、地域環境改善のみならず地球規模での環境改善・保全に関する実践的な取り組みを推進していくことが課題です。
- ・「ごみ処理基本計画」の策定や「ごみ分別検討協議会」の設立など、廃棄物処理に対する体制の強化を図りました。また、ゴミの細分別収集の完全実施を目指したモデル地区での社会実験を行いました。今後も、減量化・資源化の積極的な推進を図っていく必要があります。
- ・環境教育の推進に関する取り組みについては、小野川探検隊*や水辺の楽校等を実施するとともに、「江戸崎地方衛生土木組合環境センター」の視察、霞ヶ浦環境科学センターにおける各種イベントへの参加等、市民全体で環境教育に関わる取り組みの拡大に努めました。今後も、子どもからお年寄りまで、だれもが気軽に参加できる仕組みづくりや体制づくりが必要です。

取り組みの方針

5年後に向けて取り組むこと（目標像）

地球環境・地域環境を保全するため、本市の総合的な環境施策の方針を策定するとともに、温室効果ガス発生の抑制に取り組みます。

また、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を構築するため、「バイオマス*タウン構想」に基づき未来に向け持続可能な社会の形成を目指し、ごみの減量化・資源化を推進します。子どもからお年寄りまで一人一人の市民が環境に配慮したライフスタイルを実践できるよう、環境教育を推進するとともに、「循環型社会」への取り組みであるリサイクル活動の啓発に努めます。

さらに、エネルギー対策として、新エネルギーの導入を促進し、「環境のまちづくり」を目指します。

指標値	指標の考え方	現況値 (平成22年度)	将来値 (平成28年度)
(仮称)稲敷市環境基本計画の策定	市の地域性などを考慮した環境基本計画を策定し、これに基づいた取り組みの推進を目標とする。	-	策定
ごみ処理体制・減量化・リサイクルが進んでいると思う市民の割合	ごみ処理体制・減量化・リサイクルが進んでいると思う市民の割合の向上を目標とする。	63.30%	70.00%
資源ごみの回収量	更なるごみの資源化を推進するため、資源ごみの回収量の拡大を目標とする。	571トン	1,000トン

後期基本計画の取り組みの方向性

1. 総合的な環境施策の推進

【70101】

国・県の「環境基本計画」に基づき、市全体の総合的な環境への取り組み方針となる「(仮称)稲敷市環境基本計画」の策定を検討します。

「バイオマス*タウン構想」に基づく「バイオマス*利活用推進委員会」により、循環型社会の実現に向けた具体策を検討・実施します。 絆3-3

「地球温暖化対策実行計画」に基づいて電気使用量や水道使用量の削減、ごみの減量化・リサイクル化、環境にやさしい利用・購入、グリーン購入法の周知・啓発などを推進するため、市が率先して、公共施設などにおいて、省資源・省エネルギー活動を推進します。

霞ヶ浦、河川などの環境保全や廃棄物、リサイクルに対する啓発・環境教育を実施するため、市が積極的に事業を展開するとともに、関係機関が主催する事業に協力し、幅広い年代の市民の積極的な参加を促進します。

2. ごみの減量化・リサイクル活動の推進

【70102】

ごみの減量化・資源化を推進するため、江戸崎衛生土木組合と連携しつつ、「ごみ処理基本計画」に基づき、分別収集の細分化と施設整備を積極的に推進します。

- 江戸崎衛生土木組合と連携し、ごみの分別方法などのルールを徹底するとともに、ごみ焼却熱の余熱利用について検討します。

生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理減量化機器や生ごみ処理容器の普及促進に努めます。

市や県が主催するイベントへの参加を通じ、リサイクルの啓発活動を推進します。

- 学校給食の残渣などを飼料、肥料として活用する食品リサイクルシステムの導入について調査・研究を進めます。 絆3-3

基本計画

稲敷市総合計画

3. 新エネルギー施策の推進

【70103】

太陽光や風力等の自然エネルギーの積極的な導入を進めるため、新エネルギー設備の一般家庭への導入を積極的に推進し、市全体で「環境のまちづくり」に取り組みます。

絆3-3

共同発電や公共交通利用などを、住民が参加でき、住民自身が地球環境保全への貢献を実感できる施策を展開します。

太陽光や風力エネルギーなど、公園や市道の街灯などに市が率先して導入し、環境にやさしいまちづくりを推進します。

市の特性を活かした新たなエネルギー資源の活用について検討します。



東中学校太陽光パネル



霞ヶ浦での環境学習

2. 自然環境・霞ヶ浦の保全・活用

現況と課題

かつての霞ヶ浦は美しく、夏には湖水浴を楽しむ人々でにぎわう地域の大切な財産でした。しかし、昭和40年代の高度経済成長、都市化や工業化の進展の中で、次第に水質は悪化してきました。近年では、公共下水道、農業集落排水事業、合併処理浄化槽の整備など、水質浄化に向けた取り組みが進められていますが、霞ヶ浦の水質は、停滞水域のため富栄養化により汚濁しやすい状況にあります。

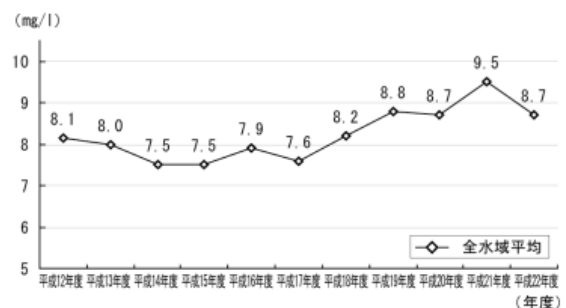
霞ヶ浦の水質は、汚濁物質が流域河川を通じて流入し、植物プランクトンが増殖して悪化するため、流域エリアすべての市町村、関係機関、住民の協力が必要となる中、近年では、市民の環境に対する意識も高まり、美しい霞ヶ浦を再生するための市民活動なども行われるようになってきました。

水質汚濁の状況を測る指標であるCOD*（水質環境基準3.0mg/l）の経年変化をみると、昭和54年には11.3mg/lであった値も減少傾向にありましたが、平成21年には9.5mg/lと平成17年度から再び上昇するなど、長期的な汚濁傾向が依然として続いている状況です。今後も引き続き、霞ヶ浦や流域河川の水質浄化に向けた取り組みを促進するため、流域市町村とその住民が力を合わせた取り組みを進めていく必要があります。また、そのための啓発事業を積極的に推進していく必要があります。

本市は首都圏の近郊に位置していますが、霞ヶ浦や河川などの親水空間に恵まれているだけでなく、台地を中心に貴重なまとまりのある樹林地や里山が多く残されています。低地部は広大な水田地帯となっており、首都圏の重要な食糧生産基地であるとともに、地域の重要な環境保全機能を有しています。

これらの水と緑は密接にかかわりあって生態系を維持していることから、多面的な機能を有する農地の役割を認識し、本市の自然を一体的に保全・再生を図っていく必要があります。

【霞ヶ浦（全水域）の水質経年変化（COD年間平均値）】



資料：茨城県霞ヶ浦環境科学センター

前期基本計画の取り組みの成果と課題

- ・霞ヶ浦・河川の水質浄化対策については、水質監視員制度による定期的な水質の管理を行っているとともに、信太古渡地区の浄化施設の維持管理を行っています。しかしながら、霞ヶ浦・河川の水質浄化対策は、効果が現れるまでには時間がかかるため、今後も、長期的な視野で施策を継続していく必要があります。
- ・樹林地・里山など自然環境の保全については、自然保護指導員によるパトロールとともに、農地・水保全管理支払交付金事業による水路、農道等の清掃、水路の目地詰め等の施設の長寿命化を図る補修、農薬の低減等を実施したほか、オオヒシクイの飛来地では、オオヒシクイ保護対策監視小屋の設置及び監視員（シルバー人材センター委託）の配置、飛来地周辺の清掃活動を行ってきました。今後も、農地・水保全管理支払交付金事業の普及啓発に取り組んでいくとともに、鳥獣保護と有害鳥獣駆除との両面から、樹林地・里山、農地、水辺の適正な環境の維持を市民・事業者・行政の三者が連携を図りながら、検討していく必要があります。
- ・農地の多面的な機能を保全しつつ、自然と共生した農村環境を維持するため、水路、農道等の清掃、農業関連施設の長寿命化を図る補修、農薬の低減等を実施してきました。今後も、農業者だけでなく地域住民が一丸となって良好な農地の保全や環境の向上を図るため、地域住民の積極的な取り組みを支援していく必要があります。

基本計画

稲敷市総合計画

取り組みの方針

5年後に向けて取り組むこと（目標像）

美しくうおいのある稲敷の自然環境を保全・再生し、自然に育まれた豊かな市民生活を創造するため、霞ヶ浦・河川などの水質浄化、樹林地・里山、農地の保全を図ります。そのため、市民活動団体との連携を強化し、市民・企業への啓発活動を積極的に推進します。

指標値	指標の考え方	現況値 (平成22年度)	将来値 (平成28年度)
霞ヶ浦のCOD*値	霞ヶ浦におけるCOD*数値の改善を目標とする。	9.5 mg/l	5.0 mg/l
霞ヶ浦・河川などの自然環境が守られていると思う市民の割合	霞ヶ浦・河川などの自然環境が守られていると思う市民の割合の向上を目標とする。	57.6%	60.0%

後期基本計画の取り組みの方向性

1. 霞ヶ浦・河川の水質浄化対策

【70201】

霞ヶ浦の流入河川の状況を監視し水質汚濁の未然防止を図るため、水質監視員制度の強化を図ります。

霞ヶ浦や流入河川の水質浄化施設の整備を積極的に推進します。

霞ヶ浦沿岸流入河川を中心に清掃事業を引き続き実施します。

泳げる霞ヶ浦を目指した市民活動など、市民や市民活動団体などが企画・立案する様々な環境保全への取り組みを積極的に支援します。

2. 樹林地・里山、農地、水辺の保全

【70202】

まとまりのある樹林地・里山は、地域の緑として貴重であるとともに、地域住民の憩いの場でもあることから、その保全に努めます。

農地は、農業生産の場であるだけでなく、美しい緑の景観機能、多様な生物が生息できる環境機能、災害時の防災機能、レクリエーション機能などがあることから、その保全に努めます。 宝1-①

市民団体や関係機関と連携を図り、国の天然記念物に指定されているオオヒシクイの保護対策を進めます。

霞ヶ浦湖岸において、環境にやさしく自然が身近に感じられるピオトープ*の整備を促進します。



国天然記念物オオヒシクイ

3. 公害対策・環境美化の推進

現況と課題

都市化や工業化の進展に伴い、水質汚濁・大気汚染・悪臭・騒音・振動など、様々な公害が地域環境を脅かしています。工場から出る排煙や排水、自動車の排気ガスなどについては、規制や協定などによって対策が図られており、一定の成果が見られます。しかしながら、社会経済情勢や時代の変化にともなって新たな課題が顕在化する傾向にあるため、国・県など関係機関との連携を図りながら、速やかに対応していく必要があります。

本市では、市民からの苦情処理状況からみると、事業活動や日常生活に伴う都市・生活型公害や自動車公害などの苦情よりも、草刈りや不法投棄、野焼きなどの苦情が多く寄せられています。個人主義的な考え方の広がりや地域コミュニティの機能低下などを背景として、耕作放棄地や平地林や空き地などの管理不足、ごみ処理・分別システムの厳格化が進み、生活環境の悪化とそれに伴う苦情が多くなってきている状況です。

多くの河川や田畑・平地林など緑豊かな自然環境を守り、市民が健康で快適な生活を営むためには、市民一人一人が普段の生活から地域の環境に対する意識を深めるとともに、公害対策や環境美化に対する意識を高め、その発生を未然に防止する必要があります。

東京電力福島第一原子力発電所における事故により、放射性物質による、児童生徒などの学校生活や市民への健康に対する不安、さらに農畜産物への被害拡大が懸念されるなど、様々な分野においてその対応に迫られています。また、放射性物質による汚染は一挙に終息することが見込まれないことにより、今後、継続したモニタリング調査を進め、市民に対し広報活動を行っていくことが重要です。さらに、放射能に関する専門の相談窓口の設置や、国・県からの継続した情報提供が必要となっています。

苦情処理状況(平成 22 年度)

(単位:件)

	草刈り	不法投棄 (一般)	不法投棄 (産廃)	野焼き	公害	合計
件数	185	31	7	12	8	243

資料:生活環境課

前期基本計画の取り組みの成果と課題

- ・不法投棄対策では、不法投棄物の撤去及び不法投棄防止看板の設置、UD監視員*やシルバー人材センター委託による不法投棄のパトロール、不法投棄監視カメラの増設を実施しています。近年では、監視カメラの設置などにより、道路、河川堤防、山林などへの投棄件数が年々減少しており、引き続き対策を講じていく必要があります。
- ・本市の苦情処理件数は全体で約 250 件程度(平成 22 年度)あり、草刈りや不法投棄、野焼きなどの内容が多くなっています。苦情を受け、専門業者への依頼や管理者への通知、発生源への改善要望などを行い、解決に努力しているところですが、苦情処理の中には地域や個人で対応できるものも多く、行政サービスの公平性の観点からも、市民と行政の役割分担の見直しを検討する必要があります。
- ・産業廃棄物処理施設などの設置申請や土砂による土地の埋立て事業などにおいては、複雑なケースが発生しています。本市の地域環境への影響や、水質や土壌への影響、環境美化の観点から、条例などに基づき適正な判断をしていく必要があります。

基本計画

稲敷市総合計画

取り組みの方針

5年後に向けて取り組むこと（目標像）

不法投棄は地域環境の悪化につながることから、不法投棄を許さない地域づくりを目指し、定期監視パトロール、監視カメラの設置など不法投棄の未然防止に努めます。

また、市民が地域の中で安全・快適な生活ができるよう、水質汚濁・大気汚染・悪臭・騒音・振動などの公害・環境保全対策に努めるとともに、ごみのない美しいまちを目指した取り組みを推進します。

指標値	指標の考え方	現況値 (平成22年度)	将来値 (平成28年度)
不法投棄の苦情処理件数	不法投棄に関する施策を展開することにより、不法投棄への苦情件数を減らすことを目標とする。	38件	30件
苦情処理件数	公害対策と環境保全に関する施策を展開することにより、苦情件数(草刈、公害、害虫駆除)を減らすことを目標とする。	291件	250件

後期基本計画の取り組みの方向性

1. 不法投棄対策と環境美化の推進

【70301】

日頃からごみのない美しい地域づくりを目指し、市民・事業者・行政それぞれが連携して、不法投棄防止についての啓発活動を推進するとともに、地域ぐるみの清掃活動や身近な散乱ごみ対策など、市民の不法投棄に対する意識の向上、不法投棄を許さない地域づくりの醸成と環境美化を推進します。

不法投棄を防ぐため、不法投棄巡視員の充実や通報・報告などの活動強化を図り、不法投棄の未然防止・早期発見に努めるとともに、不法投棄が頻繁にみられる箇所については、不法投棄監視カメラの増設や設置のPRなど、不法投棄の抑止に努めます。

「稲敷市環境美化条例」の適正な運用と、それに基づく監視等を行い、ごみのない美しいまちを目指します。

市民一人一人が故郷を大切に思い、美しい稲敷市を守っていくため、環境美化に関する啓発活動を積極的に推進します。

2. 環境保全、公害対策

【70302】

産業廃棄物中間処理施設*や最終処分場の設置、土砂による土地の埋立てなどに対して、適正な判断による指導を行い、環境保全や公害の防止に努めます。

航空機の騒音対策については、「稲敷地方航空機騒音等対策協議会*」において航空機騒音などに関する要望事項について協議し、関係機関に要望を行い、良好な住環境の保全に努めます。

草刈りや害虫駆除などについては、処理業務の専門性の観点や受益者負担の原則に基づき、シルバー人材センターの活用や処理業者のあっ旋を行います。

苦情処理については市民の理解と協力を得ながら効率的な処理が図られるよう、苦情の処理体制を充実強化するとともに、関係機関と連携し迅速・適切な処理に努めます。

東京電力福島第一原子力発電所における事故に伴う放射線への対応については、放射線等に関する基本方針に基づき、放射線対策室を中心として、放射線量等の測定による正確な状況把握に努めるとともに、適切な情報発信を行い、除染など迅速な対策を実施します。（詳2-2）